

# 埼玉県生産性向上設備整備費臨時補助金実施要綱

令和8年3月30日

保健医療部長決裁

## 1 目的

この事業は、新たな医療機器の導入によって業務効率化に資する取組を行い、生産性向上を図る医療機関に対し、予算の範囲内において必要な経費を支援することで、効率的で質の高い医療提供体制の構築を図ることを目的とする。

## 2 事業の実施主体

「埼玉県生産性向上設備整備費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」第2条のうち、知事が適当と認める者とする。

## 3 事業の内容

医療機器の導入による業務効率化（検査や手術の精度向上等による医療現場の業務効率化に資する設備の導入）

なお、この事業は複数の医療機器の導入に活用できるものとする。

## 4 留意事項

- (1) 令和8年度中に契約及び納品される業務効率化に資する医療機器の導入及びそれに付随する経費を対象とする。なお、当該経費に消費税及び地方消費税は含めないものとする。
- (2) 交付要綱第8条の規定に基づく交付決定の通知前に契約された経費は対象外とする。
- (3) 本事業においては、次に掲げる補助金において交付対象となる経費は対象外とする。

ア 救命救急センター等設備整備費補助金

イ 小児集中治療室設備整備事業補助金

ウ 埼玉県周産期医療施設等設備整備費補助金

エ 医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業

## 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。